目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年 5 月
・資本金	13,195,101,821 円※
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
：携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

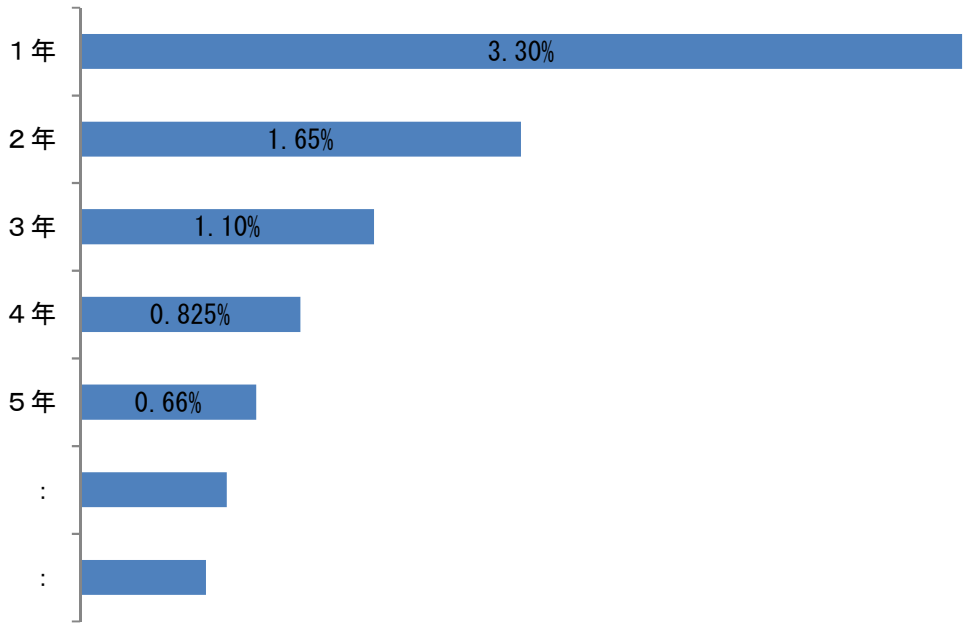
KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

JPM中小型株・アクティブ・オープン

追加型投信／国内／株式

2026.6.9

この目論見書により行うJPM中小型株・アクティブ・オープン（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金融商品取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を2025年12月9日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年12月10日に生じています。

委託会社

［ファンドの運用の指図を行います。］

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第330号
設立年月日　1990年10月18日
資　本　金　2,218百万円（2026年4月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額
59,849億円（2026年4月末現在）

照会先

TEL：03-6736-2350
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

受託会社

［ファンドの財産の保管および管理を行います。］

みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

○ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
○金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
○請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
○請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してくださいます様お願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。
○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	国内	株式	その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））	年1回	日本	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページをご覧ください。
HPアドレス：https://www.imaj.or.jp/

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本の中小型株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として、アクティブ（積極的）な運用を行います。

ファンドの特色

1 主要投資対象である日本の中小型株式の中から、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に投資します。

日本の取引所における全上場銘柄から時価総額上位200銘柄を除いたものを中心に投資します。

（注）ある銘柄を組み入れた後に、当該銘柄が時価総額上位200銘柄に入った場合は、継続して保有できるものとします。

日本の中小型株式とは、東京証券取引所のスタンダード市場上場株式、東京証券取引所のグロース市場上場株式、中小型株式およびその他成長株式をいいます。

2 銘柄の選定は、運用チームが行う企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行います。

企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

ボトムアップ・アプローチとは、経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法です。

ポイント①　徹底した企業取材を基にした分析

運用チームが業種にこだわらず企業取材*を行うことにより、業種間の比較が容易になります。企業取材においては、事業戦略の優位性や経営陣の質の見極めに重点を置いており、特に経営陣との対話を重視しています。これらを総合的に分析し、銘柄の選定に反映します。

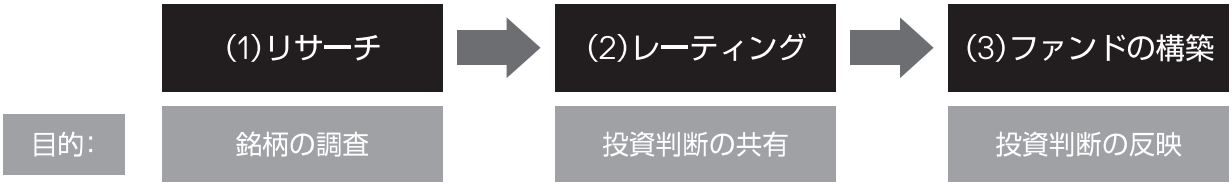
*委託会社を含むJ.P.モルガン・アセット・マネジメント内の日本株式担当者による大型株式を含む企業取材件数の合計は、年間延べ約4,200件（2025年実績）です。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

ポイント②　J.P.モルガン・アセット・マネジメントの国内およびグローバルでの情報の活用

運用チームによる横断的・多面的な企業取材に加えて、他の運用チームや調査部門との情報共有を積極的に行っているほか、J.P.モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを積極的に活用することで調査・運用能力を強化しています。

3 運用プロセスは以下のとおりです。



(1)リサーチ

銘柄の調査では、各企業の将来の利益成長や経営の質等を把握するための企業取材を重視しています。運用担当者自身による横断的・多面的な調査に加えて、他の運用チームや調査部門との情報共有を積極的に行っています。

(2)レーティング

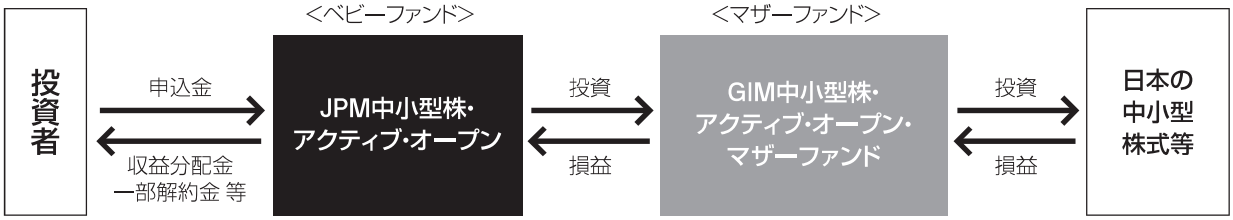
(1)の企業取材をふまえて、現在の株価が企業の成長力を反映しているか等を運用チームで総合的に議論・分析し、銘柄を評価します。

(3)ファンドの構築

(2)での評価が高い銘柄を中心にファンドを構築します。構築したファンドについて定量モデルに基づき、リスクおよびベンチマークからのパフォーマンス(運用実績)のかい離の要因を定期的に分析します。更に、定量化が難しいリスク要因について運用チームで議論したうえで、必要に応じて投資判断の修正と組入銘柄の組み替えを行います。

定量モデルとは、財務データ等の定量化(数値化)された客観的な情報を利用して、ファンドのリスクを分析するモデルをいいます。

4 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

5 ファンドのベンチマークは、ラッセル野村中小型インデックス(配当込み)とします。

ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。

ベンチマークとは、ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

ラッセル野村中小型インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyは、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

投資の対象とする資産の主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

収益の分配方針

年1回の決算時(9月10日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費*1控除後の配当等収益*2および有価証券の売買益*3)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。
*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。
*3 評価益を含みます。

2. 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

ファンドは、国内の中小型株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。特に中小型株式は大型株式に比べ、株価がより大幅に変動することがあります。
流動性リスク	中小型株式は大型株式に比べて、市場での売買高が少ない場合があり、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。
銘柄選定方法に関するリスク	銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行います。したがって、ファンドの構成銘柄や業種配分は、日本の中小型株式市場やベンチマークとは異なるものになり、ファンドの構成銘柄の株価もより大きく変動することがあります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

ファンドの流動性リスクは、以下のような状況で顕在化する可能性があります。

- 取引金額が大きい場合
- 市場が極端な状況にある場合
- 通常とは異なる市場環境にある場合
- 通常以上に多額の換金申し込みがあった場合
- 投資家による市場見通しが悪化した場合
- 市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合
- 取引所、政府または監督当局により取引を停止または制限される場合
- 特定の期間において経済状況、市況または政情の悪材料が生じた場合
- 急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合
- その他の制御不能な状況が生じた場合

ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

リスクの管理体制

委託会社のグループ内の他の会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げるリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック

委託会社において、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項、その他のリスク管理を行います。

- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

流動性リスクについては、委託会社およびそのグループ内の他の会社で、手順書等に基づきチェックや管理、検証等を行います。

参考情報

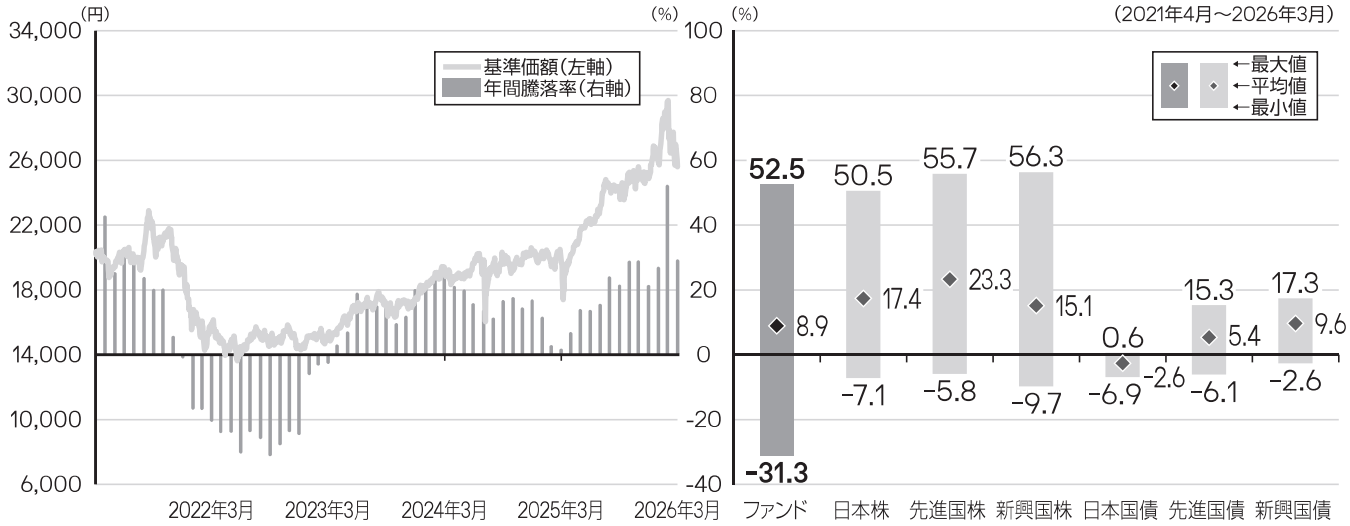
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2021年4月～2026年3月の5年間における、ファンドの基準価額（日次）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



（ご注意）

○基準価額は、信託報酬控除後です。

○ファンドの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。）

○代表的な資産クラスの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）

○ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

○ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX（配当込み）

先進国株・・・MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債・・・NOMURA－BPI（国債）

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債・・・JPモルガンGBI－エマージング・マーケッツ・グローバル（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は、委託会社で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は、同社が発表したMSCIコクサイ指数（配当込み、米ドルベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA－BPI（国債）は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI－エマージング・マーケッツ・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

3. 運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(am.jpmorgan.com/jp)、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2026年4月10日	設定日	2000年5月12日
純資産総額	43億円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



*基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
22期	2021年9月	0
23期	2022年9月	0
24期	2023年9月	0
25期	2024年9月	0
26期	2025年9月	0
	設定来累計	0

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

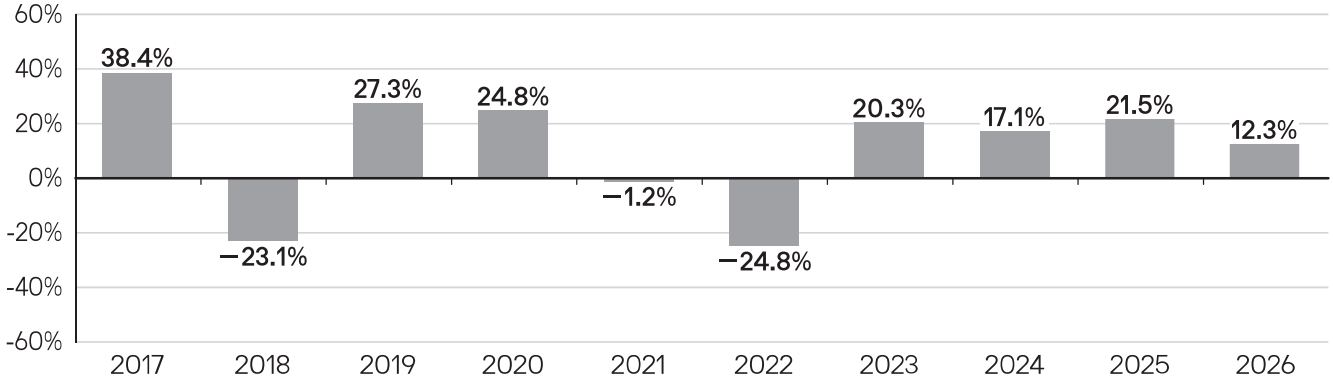
組入上位銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率※
1	りそなホールディングス	銀行業	3.8%
2	住友電気工業	非鉄金属	3.8%
3	日本酸素ホールディングス	化学	3.6%
4	きんでん	建設業	3.1%
5	ニチアス	ガラス・土石製品	3.0%
6	三井海洋開発	機械	2.8%
7	IHI	機械	2.6%
8	大成建設	建設業	2.6%
9	スター・マイカ・ホールディングス	不動産業	2.6%
10	住友不動産	不動産業	2.5%

業種別構成状況

業種	投資比率※
電気機器	15.5%
化学	10.5%
建設業	9.3%
機械	7.4%
銀行業	6.1%
その他	49.3%

年間収益率の推移



*年間収益率(%)=(年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額−1)×100
*2026年の年間収益率は前年末営業日から2026年4月10日までのものです。
*当ページにおける「ファンド」は、JPM中小型株・アクティブ・オープンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

4. 手続･手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の基準価額とします。 スイッチングによる購入の場合は、購入申込日の翌営業日の基準価額とします。 スイッチングについては、下記「スイッチング」をご参照ください。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 （購入代金＝購入価額×購入口数＋購入時手数料（税込））
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	解約の場合は換金申込日の基準価額とします。 買取の場合は換金申込日の基準価額から、販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差し引いた金額とします。（当該源泉徴収税額に相当する金額の控除は免除される場合があります。） 換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、購入･換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年12月10日から2026年12月9日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	―
購入・換金申込受付の中止及び取消し	1 緊急事態が発生し、ファンドへの追加信託がファンドの適正な運営を害すると委託会社が判断した場合に、購入申込みの受付を中止することがあります。 2 以下の場合に換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受付けられた換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	無期限です。（設定日は2000年5月12日です。）
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・一部解約によりファンドの純資産総額が5億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年9月10日（休業日の場合は翌営業日）です。
収益分配	毎年1回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	1,000億円です。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社は、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となりますが、このファンドは、NISAの対象ではありません。また、配当控除は適用されます。なお、益金不算入制度は適用されません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2026年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。
スイッチング	JPM日本株･アクティブ･オープンまたはJPMアジア株･アクティブ･オープンの受益者が、その換金した手取金をもってJPM中小型株･アクティブ･オープンの購入申込みを行うことができます。当該スイッチングの取扱いの有無については販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は3.3%(税抜3.0%)を上限とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、およびスイッチング*による申込みの場合は、無手数料とします。 *スイッチングは販売会社によっては取り扱わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
	当該費用は、購入時におけるファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して年率1.683%(税抜1.53%)がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日の6ヵ月後(休業日の場合は翌営業日)、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。	
	(委託会社)	年率0.803%(税抜0.73%)
		投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価
	(販売会社)	年率0.77%(税抜0.70%)
		受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価
	(受託会社)	年率0.11%(税抜0.10%)
		信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価
その他の費用・手数料	1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。 ・有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。) ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用 (注)上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。 2 純資産総額に対して年率0.022%(税抜0.02%)(上限)、または年間330万円(税抜300万円)のうちいずれか少ない額をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。 (当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。) なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。	

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

●税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
収益分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
換金（解約・買取）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金（解約・買取）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）

（注1）上記は、2026年4月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
（注2）外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。
（注3）法人の場合は上記とは異なります。
（注4）税金の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）にご確認されることをお勧めいたします。

（参考情報）ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率（①）	その他費用の比率（②）
年率1.70%	年率1.68%	年率0.02%

対象期間:2024年9月11日～2025年9月10日
※総経費率は、期中の運用・管理にかかった費用の総額を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した数値です。
※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

MEMO